



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ ッ  
 代 表 者 の 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 三 浦 正 英  
 役 職 氏 名  
 (コード番号：9366 東証一部)  
 問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 三 浦 康 英  
 電 話 番 号 0 3 - 3 4 7 1 - 0 0 1 1 (代 表)

### 定款一部変更について

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に定款一部変更案を付議することを決議致しましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 株相模協栄商会との吸収合併に伴い、同社の目的を当社に追加するものであります。
- (2) 経営及び業務執行を明確に区分するため、取締役社長の役付を廃止し、取締役の役付を会長のみとし、取締役社長及び会長の条項をあわせて代表取締役に變更いたしたいため、当該部分の變更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. 一般貨物の梱包	1. (現行どおり)
2. 貨物自動車運送事業	2. (現行どおり)
3. 貨物運送取扱事業	3. (現行どおり)
4. 倉庫業	4. (現行どおり)
5. 木箱製造業	5. (現行どおり)
6. 包装資材および機材の加工・製造並びに販売	6. (現行どおり)
7. 不動産の賃貸	7. (現行どおり)
8. 機械器具設置工事業	8. (現行どおり)
9. 通関業	9. (現行どおり)
10. 港湾運送事業	10. (現行どおり)
11. 産業廃棄物収集運搬業	11. (現行どおり)
12. 特定労働者派遣業	12. (現行どおり)
(新 設)	<u>13. 工作機械等重量物の架設、設置および解体業務</u>
<u>13. その他上記各号に付帯、または関連する一切の業務</u>	<u>14. (現行どおり)</u>

<p>(招集権者) 第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集する。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者) 第13条 株主総会は、<u>取締役会であらかじめ定めた代表取締役</u>が招集する。</p> <p>2. <u>前項の代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当る。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会であらかじめ定めた代表取締役</u>がこれに当る。</p> <p>2. <u>前項の代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(代表取締役等) 第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、<u>取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役等) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長1名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会) 第21条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い当会社の業務の執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数を以て行う。</p> <p>4. 取締役会は、<u>会長</u>これを招集する。<u>会長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 取締役会は、<u>取締役会であらかじめ定めた代表取締役</u>これを招集する。<u>同代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。招集の通知は、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>5. (現行どおり)</p>

以上